

令和7年度東部花壇管理業務委託 仕様書

I 総則

1. 業務目的

本業務は、「花のプロムナード」「ふれあい花壇」等の花壇に一年草・宿根草等を組み合わせて植栽し、四季を通じて花を観賞できる花壇として管理するだけでなく、植物を美しく見せるために周辺の樹木等の管理もあわせて行い、高質な都市景観の形成を図るとともに、民間事業者の知識経験や創意工夫を活かした良好な市民サービスを提供するため、委託業務の事業者を公募により選定し、花壇を常に良好な状態に維持管理することを目的とする。

2. 業務名称

東部エリア花壇管理業務委託

3. 業務場所

作業場所は、別添「位置図」参照。

4. 業務内容

当該エリア（別添位置図）の花壇及び花壇周辺の植栽等を良好な状態に維持するために、必要な管理作業等を自主的に判断し、本協会の承諾により適正に実施する。

標準的な作業回数等については別添「数量総括表」「花壇手入れ・灌水作業標準回数」を参照とするが、各作業の回数等詳細については天候の変化等に留意して必要な増減を行うものとする。各作業は本協会の承諾を得てから行うものとする。

(作業内容)

花壇及びフラワーベース植栽工、テラコッタ植栽工、薬剤散布、土壤改良、施肥、芝生刈込、コニファー等の手入れ、地被類（ヘデラ等）の手入れ、宿根草手入れ、中低木刈込み、花ガラ摘み・摘芯、除草作業、清掃作業、灌水作業

- (1) 毎月 25 日までに（花壇管理者連絡会が開催される場合はその日までに）次月の月間予定表を本協会に提出し承諾を得る。
- (2) 每週金曜日までに次週の週間予定表を本協会に提出する。
- (3) 作業予定に変更が生じた場合は、当日までに本協会に連絡する。
- (4) 原則として、官公庁の休日または夜間に作業を行ってはならない。やむを得ず作業を行う場合は、休日作業願を提出し承諾を得ること。

5. 業務委託の期間

業務委託期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

6. 仕様書の適用

本仕様書は、「東部エリア花壇管理業務委託」を実施するためのものである。仕様書に定めの無い事項又は疑義が生じた場合、その都度、本協会と受託者が協議の上、業務を実施するものとする。

7. 法令の遵守

業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守しなければならない。

8. 業務計画書の作成

受託者は、契約締結後すみやかに業務計画書を作成し、本協会に提出した上で監督員に承諾を得

なければならない。また、業務実施期間中は進捗状況等を定期的に報告すること。なお、その内容を変更しようとする時は協議とする。業務計画書には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 業務概要
- (2) 実施方針
- (3) 業務工程
- (4) 業務実施体制
- (5) 打合せ計画書
- (6) 緊急連絡先
- (7) 勤務時間外連絡先
- (8) その他必要とするもの

9. 業務報告書

受託者は、業務の実施状況等について、四半期ごとに業務実績を本協会へ報告すること。また、本協会が業務の実施状況等の報告を求めたときは随時報告すること。

10. 個人情報・機密の保持

受託者は、業務上知り得た個人情報及び機密を他に漏らしてはならない。

II 業務内容

1. 植栽計画の策定・Living Nature Kobe

神戸市の推し進める「自然の景」の創出による新たな緑と花のブランディングの取組である「Living Nature Kobe」を意識した花壇を1箇所以上設置すること（希望者にはLNKガイドラインをPDF形式で配布する）。

花壇設置にあたり、植栽計画を本協会に事前に提出すること。宿根草を使用する場合は本協会が箇所ごとに提示する植栽数量に縛られないものとする。他の花壇についても「Living Nature Kobe」の考え方を取り入れ宿根草を導入する場合、同様に植栽数量に縛られないものとする。

また、Living Nature Kobe花壇について市・本協会よりヒアリングを求められた場合、協力すること。

2. 花壇及びフラワーベース植栽工

草花を花壇及びフラワーベースに植栽する。草花A、B、C、D、E、F、小低木等の価格は原則として（表1）による。ただし、これと異なる価格帯の植物を使用する場合は新たな価格帯を設けることが出来るものとする。

- (1) 一年草については、年3回程度植え替えを行うこと。（夏花壇、秋花壇、冬～春花壇）ただし、草花の状態等の諸条件による植替回数の変更は本協会と協議し、承諾の上可能とする。
- (2) 植え替えは一度にすべてを入れ替えるのではなく、草花の成長に合わせて適期に行うこと。
- (3) 花壇ごとに特徴をもたせた植栽を行うこと。
- (4) 季節感の演出に努め、一年を通じて変化をもたせること。
- (5) （表1）以外の草花も積極的に使用すること。
- (6) 植替面積は、別添「数量総括表」の面積を参考とすること。
- (7) 植栽密度は、使用する草花によって異なるが、25株／m² (vp9cm) を標準とする。
- (8) 使用する草花は、ポット栽培品を原則とし、高さ・品質等の均一なもので、病虫害の無い優良なものとする。また、特に指定のある場合を除き、開花している状態で入荷し、花芽の十分に付いたものを使用すること。
- (9) 使用する花苗数量の検収写真を提出すること。（状況写真と数量表を使った提出も可とする。）

- (10) 植え替え直後は、十分な灌水を行い、早期に定着するよう努めること。また、厭地等の影響が出ないよう種類の選択に配慮すること。
- (11) 草花植栽作業には、古い草花の抜取りを含むものとする。
- (12) 植え替え時には元肥として、緩効性肥料（こうべSDGs肥料・マグアンプK・花工場21等）を肥料の標準施肥量を守って施すこと。
- (13) 植え付けにあたっては、根鉢を崩し、現場土との馴染みを良くすること。
- (14) 植え替え時に必要に応じて、植栽土の補充または、すき取りを行うこと。補充する客土は、有機質及び無機質の土壤改良が施された培養土を用いること。
- (15) コニファー等の植栽にあたっては、場所に応じて鉢にいれたまま植栽することもあるので、事前に本協会と相談すること。必要に応じてアンカー等の盗難防止措置を行うこと。
- (16) 花壇手入作業や灌水作業で枯損、損傷、抜き取り等が見られた場合、速やかに補植を行うこと。
部分的（40株未満）補植については、隨時行い速やかに報告すること。大規模な場合は、種類の変更を含めて、本協会と協議し、承諾の上作業すること。
- (17) 植栽に使用する植物材料に際しては、下記のⅠ・Ⅱに示すリストに記載されている植物は原則として使用してはならない。

- I. 環境省・農林水産省発行「生態系被害防止外来種リスト（我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト）」のうち、緊急対策外来種のもの（表2-1）
- II. 神戸市環境局発行「神戸の希少な野生動植物 神戸版レッドデータ2020」の「神戸版ブラックリスト2020」に記載されている植物（表2-2）

表1

草花 A	草花 B	草花 C	草花 D	草花 E	
アゲラタム	アリカン・ブルー	アジュガ	ユリオブスデージー	朱雀系ロベリア	
ローノースポール	インパチェンス	アガスター・シェ	ラグラス	カラー(VP10.0)	
ジ・ムルチコーレ	イソトマ	アスター	ラベンダー(イングリッシュ系)	ゴールドクレスト(VP10.0)	
サルビア・ユクシネア	かすみそう(ジブジー系)	アンゲロニア	ラミューム	コスモス(チヨコレート)(VP10.0)	
サルビア・スフレンデンス	カレンジュラ(キンセンカ)	イベリス	リクニス・コロナータ	サフィニア(VP10.5)	
サルビア・ファリナセア	キバナコスモス	イボメア	リクニス・プロスククリ	ゼラニウム(セントッド)	
ジニア・プロフュージョン	キンキヨリウ	ウインター・ゴスモス	リシマキア	ギリア(ヨーデンザニア)(VP10.0)	
ジニア・リホアリス	ケイトウ	エリシマム	ルトベキア(ヨラギテータは市町村)	チエッカーベリー	
シロタエギク	コキア	オステオスペルマム	ルリタマアザミ	ネメシア・インフレシア	
スイートアリッサム	ゴンキョウガラシ	オルレア	レースラベンダー	ハキスタキス(VP10.0)	
デージー	コスモス	ガイラルディア	ローズマリー	ヒューケラ(VP10.5)	
テルスター	コリウス	ガザニア	ロータス・プリムストーン	ペラルゴニウム(VP10.5)	
トレニア	コレオブシス	観賞用とうがらし	草花 D		
ネモフィラ	サンピタリア	キボウシ(VP10.0)	カレックス	ハマボウ(ブロカ)(VP10.0)	
パンジー	ジニア(ヒヤクニチソウ)	キンキヨウ(市町村高性)(VP10.0)	栗垂系コリウス(VP10.0)	ユーカリ	
ビオラ	宿根バーベナ	クレオメ(VP10.0)	栗垂系バーベナ(VP10.0)	ユーフォニア(ティヤモンド)ロスト高(VP10.0)	
ベゴニア	シルバーレース	ケイトウ(高性)	エキナセア	ルビナス(VP10.5)	
ペチュニア	ストック	コバランタナ	ガーデンガーベラ	ユーダンセダム・マーキュリー	
マリーゴールド(フレンチ)	ストロベリーフィールド	下垂性ペチュニア	ガーデン・シクラメン	草花 E	
種別	センニチコウ	宿根ネメシア	カリブコア	エリカ(VP12)	
	チューリップ属種	チランセラ	スカビオサ	エレベーナーブル(VP12)	
ナスタチウム		セトクレアセア(紫御殿)	カルーネ・ブルガリス	クリスマスローズ(VP10.5)	
バーベナ		セラニウム	クロサンドラ(VP12)	ダリア(VP12)	
ハギトイウ		ディモルフォセカ	コスモス(VP10.5)	ドナエア(H=0.5 以上)	
ピンカ(ニチニチソウ)		ニーレンベルギア	ジギタリス(VP10.5)	ハイビスカス(VP15)	
プリムラ・ジュリアン		ニゲラ	ストック(ヒンテージ)(VP10.0)	ペニセラム・ハーフクラウン(ピラス)(VP12)	
プリムラ・マラコイデス		パコバ	ストロビランテス	メラウカ(VP12)	
ポーチュラカ		ビデンス	セロシア(VP10.5)	ハマボウ(アリヨリ園)	
マイーゴールド(アブリガリ)		ピンカ(耐寒性)	多色種ケイトウ(VP10.5)	シマトキリコ(H=0.4 以上)	
ミニハボタン		プラキカム	デュランタ(VP10.5)	オリーブ(H=0.4 以上)(VP12)	
メランボジウム		ブルーテーラー	バーバスカム	アテベル(VP12)	
リナリア		フロッカス	ハツユキカラ	レウコフィラム(5 号)	
ロベリア		ペアグラス	ヒューケラ	アリサイ(西洋アリサイ)(5 号)	
ワスレナグサ		ヘデラ・ヘリックス	フィリヤプラン(VP10.0)	ブルーアイス(H=0.4 以上)	
ヘリクリサム		フクシア(VP10.5)		小枝木(コロクリ木)	
ベンタス		ブチローラス・ジョーイ		ニューサイラス(VP12)	
ボットラム		ブルースター(オキシベララム)		コルシカ(オクビザ)(H=0.5 以上)	
マーガレット		ヘデラ "グレイシャー"		クレマチス(H=0.4 以上)	
モクビツヨウ		ヘデラ "ゴールドハート"		ミニバラ(5 号)・トウキ(H=0.4 以上)	
モナルダ		ヘデラ "ビッグバーグ"			
モミジババセラニウム		ミニハボタン(VP10.5)			
ハマボウ		ハマボウ(バチキス)(VP10.0)			
ハマボウ		ラナンキュラス(VP10.0)			
ラベンダー(フレンチ系)		ラベンダー(フレンチ系)			
ヨーダンセダム・アブリガリ		ヨーダンセダム・アブリガリ			

にある同種の
の違いによる
付きのものを

VP9.0とする

※異なる価格帯にある同種の
草花は、VP寸法の違いによる
※アジサイは花付きのものを
使用すること。

表2-1

アレチウリ、オオキンケイギク（コレオブシス・ランケオラータ）、ツルヒヨドリ（ツルギク、ミカニア・ミクランサ）、オオハンゴンソウ（ルドベキア・ラキニアータ、ハナガサギク、ヤエザキハンゴンソウ、ヤエザキオハンゴンソウ）、ナルトサワギク（コウベギク）、アメリカハナグルマ（ミツバハマグルマ、ホコガタギク、外来アゾラ類（外来アゾラ、外来アカウキクサ）、ナガエツルノゲイトウ（ミヅツルノゲイトウ、ミズツルノゲイトウ）、オオバナミズキンバイなどを含むルドウィギア・グランディフロラ、オオフサモ（パロットフェザー、スマフサモ、ヌマフサモ）ブラジルチドメグサ、オオカワジシャ（オオカワジサ）、ミズヒマワリ（ギムノコロニス）、スバルティナ属、ボタンウキクサ（ウォーターレタス）

表2-2

コンテリクラマゴケ、外来アゾラ類、オランダガラシ、イタチハギ、アレチヌスピトハギ、ハリエンジュ、アレチウリ、コマツヨイグサ、オオフサモ、ブラジルチドメグサ、ウチワゼニグサ、ツルニチニチソウ、オオフタバムグラ、メリケンムグラ、アメリカネナシカズラ、アメリカアサガオ、マルバアメリカアサガオ、マメアサガオ、マルバアサガオ、ホシアサガオ、ヤナギハナガサ、アレチハナガサ、フサフジウツギ、ウキアゼナ、オオカワジシャ、エフクレタヌキモ、オオキンケイギク、キクイモ、オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、セイタカアワダチソウ、メリケントキンソウ、アカミタンボポ、セイヨウタンボポ、オオカナダモ、コカナダモ、ホティアオイ、キショウブ、ノハカタカラクサ、シナダレスズメガヤ、キシュウスズメノヒエ、チクゴスズメノヒエ、モウソウチク、セイバンモロコシ、シユロ、トウジュロ、ボタンウキクサ、シユロガヤツリ、メリケンガヤツリ、オオバヤシャブシ※、園芸スイレン、タチバナモドキ、トキワサンザシ、ヤマハギ※、メドハギ※、マルバハギ※、ナンキンハゼ、トウネズミモチ、セイヨウイボタ（ヨウシュイボタ）、オニウシノケグサ、ネズミホソムギ、ネズミムギ、ホソムギ、ボウムギ、フサジュンサイ、ニワウルシ、オオブタクサ、ナガエツルノゲイトウ、ナガバオモダカ、オオバナミズキンバイ、ミズヒマワリ、トウコマツナギ、シナイボタ

【注】(※)印の植物については、兵庫県内産のみ使用できる。(※)印の植物を使用する際は、兵庫県内産（県内で種子が採種されるなど産地が県内であるもの）であることを明らかにし、監督員の承諾を得なければならない。

3. テラコッタ植栽工

既設のテラコッタ等の鉢に草花A・B・C・D・E、F、ミニバラ等を組み合わせた寄せ植えを作成し設置する。

- ・テラコッタA φ30cm程度のテラコッタ等の鉢で、概ね7株程度
- ・テラコッタB φ40cm程度のテラコッタ等の鉢で、概ね10株程度
- ・テラコッタC φ50cm程度のテラコッタ等の鉢で、概ね10株程度

4. アニバーサリー飾花

最低年2回代表的な花壇において、四季を感じられるような飾花イベントを提案し実施すること。また実施にあたっては、事前に実施時期、実施内容について本協会と協議の上承諾を得ること。

5. 花壇手入れ作業

花壇を良好な状態に維持するために必要な作業を行う。原則として2人1組、1回当たり半日を単位とし、作業内容に応じて必要な人員で作業を行うこと。すべての花壇で週1回以上の作業を行うこと。（標準作業回数は別表を参考）

(1) 薬剤散布

病虫害の発生に応じて、適宜行うこと（12回／年を目安）。使用薬剤は、特に指定の無い限り液剤とし、スミチオンを標準とするが、発生した病虫害に対応した適切な薬剤を使用すること。作業は風のない日時を選んで行い、歩行者等の安全を十分確保しながら行うこと。

(2) 土壤改良

必要に応じて、フラワーベース等の土の入れ替えを行うこと。作業時期、作業対象は本協会と協議のうえ決定するものとする。

(3) 施肥

鉢については、半月に1回を目安として、液肥を施すこと。液肥は 肥料メーカーの草花向けの標準希釈倍率を標準とする。花壇・フラワーベースについても適宜液肥を施すこと。

(4) 芝生刈込み

花壇周辺（背景及び一帯となっている範囲）の芝生地について年4回を標準とし、芝刈りを行うこと。

(5) コニファー等の手入れ

整枝、枯木・枯枝の撤去を行い、徒長枝の剪定・刈込み等を行うこと。

(6) 地被類（ヘデラ等）手入れ

花壇・フラワーベースに植栽した地被類については、年3回程度刈込みを行うこと。

(7) 宿根草手入れ

花後の剪定や、冬季の養生など、継続して花が咲くために必要な作業を行うこと。

(8) 中低木刈込み

花壇周辺の中低木類の刈り込みを行うこと。ヒラドツツジ、ボックスウッドは年1回、プリペット、シャリンバイ等は年2回、アベリアについては年3回を標準とする。

(9) 花ガラ摘み・摘芯

花つきをよくするため、花ガラを丁寧に除去するとともに、株の生育をうながすよう適宜、摘芯を行うこと。

(10) 除草作業

花壇及び周辺植栽地に生えている雑草を伐根除去すること。

(11) 清掃作業

花壇及び植栽地内に捨てられているゴミを除去・処分すること。併せて花壇の美観を損なうような周辺のゴミも除去・処分すること。

6. 灌水作業

花壇を良好な状態に維持するために必要な灌水を行う。原則として2人1組、1回当たり半日を単位とし、原則として午前中に実施すること。散水栓が設置されているところについては、手撒き灌水を原則とし、散水栓が設置されていない場所については、散水車で灌水を行うものとする。また、灌水作業の実施には、清掃作業及び除草作業等簡易な管理作業を含むものとする。（標準作業回数は別表を参考）散水栓使用時はメーター確認し、使用水量を記録すること。

(1) 花壇灌水

自動灌水装置のある現場については、自動灌水装置が良好に作動しているかをチェックし、シーズンによって作動時間を変更すること。十分に灌水されていない部分があれば手撒きによる補助灌水を行うこと。また、花壇周辺の中低木に対しても必要に応じて灌水を実施すること。

(2) フラワーベース灌水

底面給水付フラワーベースのある現場については、点検孔からタンク内水量をチェックし、不足している場合は給水すること。チェックの目安としては、夏場は4～5日に1回、春秋は2週間に1回、冬場は3週間に1回程度とする。

(3) 散水車への給水については、原則受託者が行うこと。

7. ごみ処理方法

(1) 作業に伴うごみの処分については、市が指定するごみの区分（可燃・不燃・資源）に合わせて分別を徹底し、原則指定袋に入れて市環境局の定める処分地へ搬入・処分すること。また、使用した指定袋の数量を確認できる資料を提出すること。

- (2) 植替えのため抜き取った草花など「分別区分が同一」であるごみを大量に処分する際に、指定袋の適用除外を受ける場合は、事前に本協会と協議の上、所定の手続きを行い、「一般廃棄物搬入・承認申請書」（写）及び処分券（写）を提出すること

8. 業務責任者

- (1) 受託者は、本業務の履行にかかる業務責任者を選任し、その氏名連絡先その他必要な事項を書面により本協会に通知しなければならない。これらを変更した場合も同様とする。
- (2) 業務責任者とは本業務の履行に係る責任者であり、本業務を統括し、その運営・取締・作業に関する一切の事項の処理を行うものとする。
- (3) 業務責任者は、本協会との連絡を密にし、本作業に係る履行管理、人員の配置等の履行体制の報告等については原則として、書面をもって行うものとする。
- (4) 業務責任者は毎作業日について、安全管理状況も含めた作業の履行状況を確認すること。
- (5) 本協会は業務責任者が業務を適正に行っていないとき、その他必要と認めるときは、業務責任者の交代等その理由を明示した文書により必要な措置をとるよう請求できる。
- (6) 本協会が受託者に対し業務に関する指示を行うときは、急を要する場合を除き、原則として業務責任者に対して書面にて行うものとする。

9. 設備等の使用

- (1) 受託者は業務の履行のために使用する設備・工器具類・消耗品等を受託者の責任と費用負担により調達しなければならない。

10. 安全管理

- (1) 受託者は事故防止・安全管理に充分注意し、現場条件に応じて交通誘導員や必要な工事標示板・セーフティーコーン・セーフティーバー等の保安施設を設置し、安全管理を徹底すること。なお、これらの保安施設には風で転倒しないよう、重石を設置するなど対策を講ずること。保安施設等は「神戸市土木請負工事必携」の「道路工事現場における保安施設等の設置基準」に基づくこととし、「保安施設等の設置、交通誘導員の配置方法」を参考に道路使用許可申請（警察協議）を行い、必要な保安施設等の設置を行うこと。なお、道路形状等により「保安施設等の設置、交通誘導員の配置方法」によることが困難な場合は監督員と協議の上、十分な安全管理を行うこと。「保安施設等の設置、交通誘導員の配置方法」は下記に掲載している。
神戸市 HP <https://www.city.kobe.lg.jp/documents/6811/hoanshisetsu.pdf>
- (2) 作業にあたっては、歩行者及び周辺住民・沿道店舗等に迷惑を及ぼさないよう十分配慮すること。必要に応じて作業前の声かけなどの周知を行うこと。
- (3) 受託者は、作業員の事故を防止するために必要な服装や装備等を着用させること。特に高所作業においてはヘルメットの着用等必要な措置を講じること。
- (4) やむを得ず歩道に車両を乗り上げて作業を行う場合は、警察と協議の上、舗装面を養生するなど必要な処置を講じること。
- (5) 受託者は安全管理に関する自主管理内容を確認するために「安全管理点検表」を作成し、これにより定期的に点検を行うこと。
- (6) 受託者は「神戸市土木請負工事必携（2024年10月版）」に定めるとおり、安全・訓練等を実施すること。
- (7) 受託者は労働安全衛生法等関連法令に基づく必要な措置を常に講じること。

11. 手続き等

- (1) 道路使用許可等の関係官公庁への必要な手続きは、受託者がその責任において遅滞なく行い、その書類の写しを本協会へ提出すること。
- (2) 前項に要する費用は全て受託者の負担とする。

12. 業務報告

- (1) 本協会の指示により、業務報告写真を提出すること。報告写真の撮影はデジタルカメラによるものとする。
- (2) 報告写真は作業ごとに、①作業前、②作業状況（安全管理状況を含む）、③作業後が明確に判別できるように同一の場所で撮影し、黒板等に①場所、②日付、③作業種別、④作業回数等を明示すること。
ただし、花壇手入れ作業は①作業状況（安全管理状況を含む）、②手入れで出たゴミ等の写真のみで可とする。
また、灌水作業は①作業状況写真（安全管理状況を含む）のみで可とする。
- (3) 上記業務報告写真の提出にあたっては、3ヶ月ごとに各業務に関する報告写真（ダイジェスト版）を作成し、添付すること。

13. 提出書類

本業務について必要な書類は別紙1「提出書類一覧表」のとおりとする。

14. その他

- (1) 当作業の委託にあたって、審査の対象となった提案内容は原則として内容の変更は認めない。
また、契約金額の5%未満の増減は契約変更の対象としないものとする。5%を超える場合は契約変更の対象とする。ただし、補植の花苗については、植え替え後2週間を超える場合の枯損や人為的要因による場合に限る。
- (2) 受託者から請求がある場合は、出来高検査のうえ中間払いをすることができる。支払い回数は精算を除き、委託期間中に3回までとする。また当該期間の作業報告書を提出し、本協会の承諾を得るものとする。
- (3) 契約期間中に新規花壇の追加、及び廃止等がある場合については、管理の追加等の具体的な内容について別途本協会と協議を行うこととする。
- (4) 契約期間中の花壇面積の増減、飾花の追加について本協会の指示があれば対応すること。
- (5) 本協会が開催する花壇管理者連絡会に出席すること。
- (6) 受託者が業務を適正に行わず、本協会の指示に従わない場合や、受託者に不正行為がある場合は、作業の中止を命ずるとともに契約を解除することがある。
- (7) 受託者は作業に関して第三者から交渉のあったときはただちに、あるいは交渉をするときは事前に当協会に報告し、その指示に従うこと。
- (8) 事故の発生、及び第三者に対して損害を及ぼした場合は、速やかに本協会に報告するとともに、受託者の責任において解決すること。また、関係諸機関への連絡・通報・応急措置等を行うこと。
- (9) 主な花壇には、植栽の照会先、メッセージ等を記したプレートを設置できるものとする。発注者名、会社名、連絡先等の表記方法については、事前に当協会の承認を得ること。
- (10) 花壇ディスプレイに使用するオブジェについて、のぼり・大型の旗等、神戸市都市景観条例及び道路管理上支障になるものについては使用しないこと。
- (11) 業務履行中は、第三者又は器物等に損害を与えないように注意すること。万一損害を与えた場合は、全て受託者の責任において解決し、その経過を速やかに本協会に報告すること。
- (12) 受託者は、常に花の状態に留意し、枯損する前に準備を行い、遅滞なく作業を行うこと。
花壇管理や草花等について、常に新しい情報を収集し、自己研鑽に努めること。
- (13) 本協会の職員が定期的に巡回し履行確認を行うものとする。
- (14) 本協会との協議・承諾・指示は、規定の様式の書面をもって行うものとする。
- (15) その他、本仕様書に定めのない事項については、神戸市土木請負工事必携（令和6年10月）及び本協会との協議によるものとする。
- (16) 特定外来生物のオオキンケイギクについては、下記のURLの内容を参考に注意して作業にあたる

こと。なお、除草・草刈対象地以外で発生している場合や、広範囲に発生している場合は本協会に報告すること。

神戸市HP

https://www.city.kobe.lg.jp/a66324/kurashi/recycle/biodiversity/okinkeigiku.html#tp_honbun

また、特定外来生物のアルゼンチンアリについては、別添を参考に他地域へ拡散させないよう注意して作業にあたること。なお、業務場所以外で発生している場合や、広範囲に発生している場合は市に報告すること。

- (17) スポンサー付花壇については、企業のイメージや特徴を生かした植栽を心がけ、年間を通じて他の花壇よりもレベルの高い植栽デザインと手入れを行うこと。ボリュームや色使いについて、人目をひくような目立つ花壇としてデザインすること。
また、スポンサー看板が常に目立ってよく見えるように、特に注意を払って管理すること。
(飾花等により看板が目立つ工夫、看板が植栽に隠れていないか、汚れていないかなど)
- (18) 神戸市民の花（アジサイ）を市民や観光客にアピールするため、適期にアジサイを効果的な場所に植栽し、花後も花壇内で管理すること。
- (19) 市民サービスを行う場合は過度な内容は避けること
- (20) 民有地の使用は不可とする
- (21) 市民協働で草花植付け等を行う場合には、本協会の指示に従い対応すること。
- (22) 当業務におけるテーマやアニバーサリー企画等について、記者室への資料提供や神戸市および本協会ホームページへの記載など、本協会が判断した場合は市民向けPR資料のデータ作成を行うこと。データ作成における様式や内容については本協会の指示に従い対応すること。
- (23) 当業務における花壇には、市民の花壇に対する関心度を知り今後の神戸市の花壇のありかたについて反映させることを目的に、花壇の感想や意見を収集蓄積するため代表的な花壇2箇所程度にアンケート（QRコード）を設置すること。内容などについての詳細は、本協会と協議すること。

15. その他

(1)中央区【みどりと彫刻のみち】については年1回程度市民協働での草花植付が予定されているので、本協会の指示に従い対応すること。

市民協働での植付面積：38m²中約15m²程度 草花A-Bを目安とする

(2)アニバーサリー飾花

最低年2回、代表的な花壇において四季を感じられるような飾花イベントを提案し、実施すること。

(3)スポンサー花壇が新たに設置された場合、飾花の方針等柔軟に対応すること。

※ただし、本仕様書の記載事項は神戸市の管理業務について本協会が受託できた場合に限る。

（令和7年1月作成）

令和7年度 花壇管理業務（東部エリア） 数量総括表1

年3回植替え対象箇所

花のプロムナード 設置箇所		花 壇(m ²)					フラワーベース(基)				テラコッタ(基)		
区名	場所名	箇所数	全面積	低木面積	宿根草面積	一年草面積	A	B	C	Dはなつみき等	A	B	C
							360*1200程度	280*835程度	250*700程度	φ 600程度	φ 300程度	φ 400程度	φ 500程度
中央	みどりと彫刻のみち	9	57.0		19.0	38.0				11			
		9	57.0	0.0	19.0	38.0	0	0	0	11	0	0	0

年3回植替え対象箇所

ふれあい花壇 設置箇所		花 壇(m ²)					フラワーベース(基)				テラコッタ(基)		
区名	場所名	箇所数	全面積	低木面積	宿根草面積	一年草面積	A	B	C	D	A	B	C
							360*1200程度	280*835程度	250*700程度	φ 600程度	φ 300程度	φ 400程度	φ 500程度
東灘	JR摂津本山駅前	1	30.0	5.0	21.4	3.6					1	2	2
灘	JR六甲道駅前	1	22.5	0.6	19.9	2.0					9	3	8
兵庫	湊川公園	1	30.0	0.0	21.0	9.0							
		3	82.5	5.6	62.3	14.6	0	0	0	0	10	5	10

	合計	12	139.5	5.6	81.3	52.6	0	0	0	11	10	5	10
--	----	----	-------	-----	------	------	---	---	---	----	----	---	----

令和7年度 花壇管理業務（東部エリア） 数量総括表2

植替え必要花苗数量

(単位:株)

	花壇	ベース	テラコッタ
草花A	3,490	158	408
草花B	245	12	40
草花C	98	6	20
草花D	98	5	20
草花E	53	4	10
草花F	9	5	10
小低木(アジサイ等)	5	0	0

設計花苗総量(補植分(5%)含む)

(単位:株)

草花植栽	花壇	ベース	テラコッタ	
草花A	3,664	165	428	必要数量の5%増し
草花B	257	12	42	必要数量の5%増し
草花C	102	6	21	必要数量の5%増し
草花D	102	5	21	必要数量の5%増し
草花E	55	4	10	必要数量の5%増し
草花F	9	5	5	補植計上なし
計	4,189	197	527	
				小計 4,913 株

(単位:株)

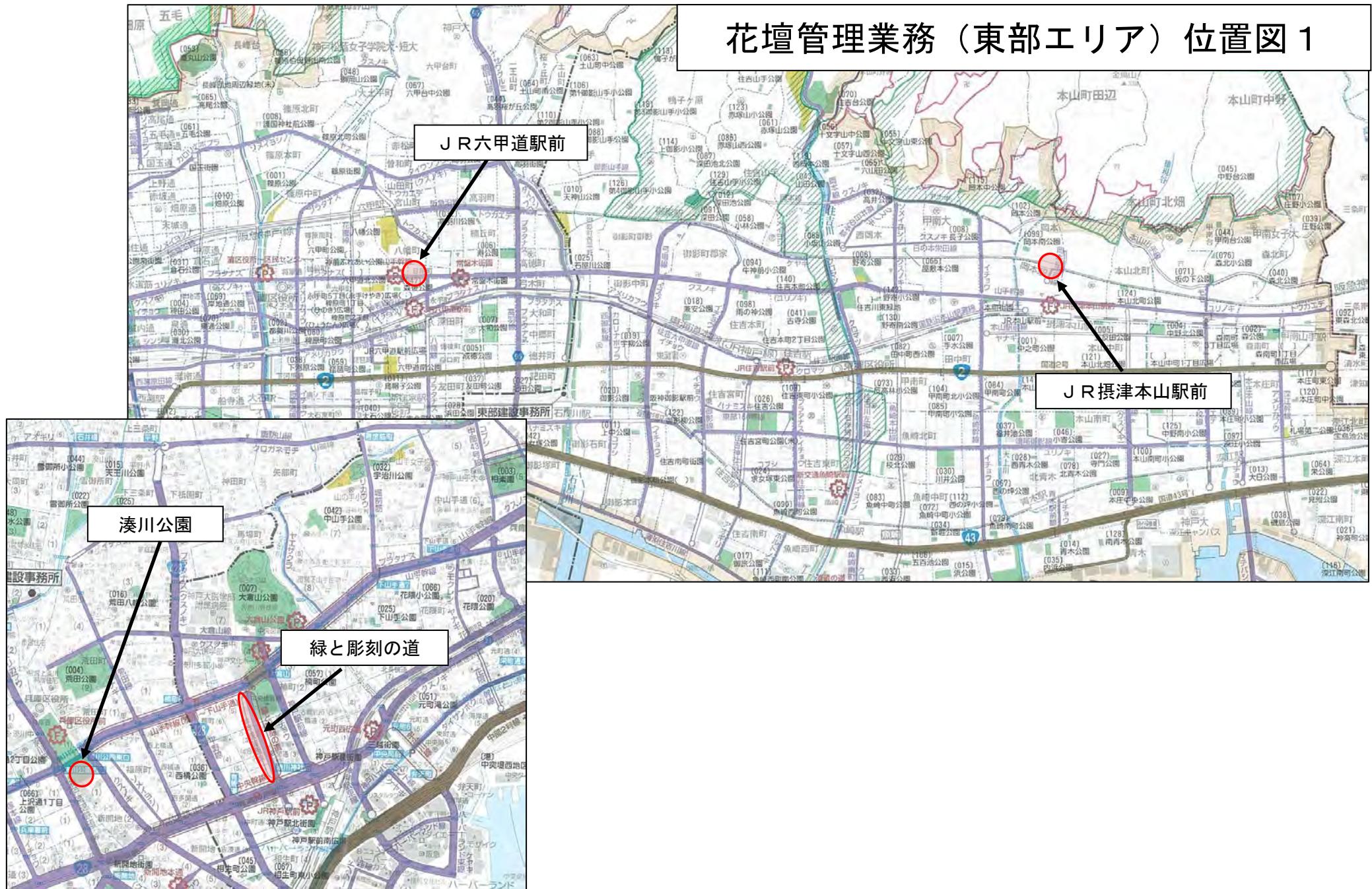
中低木植栽	花壇	ベース	テラコッタ	
小低木(アジサイ等)	5	0	0	補植計上なし
計	5	0	0	

小計 5 株
合計 4,918 株

花壇手入れ作業、灌水作業標準回数

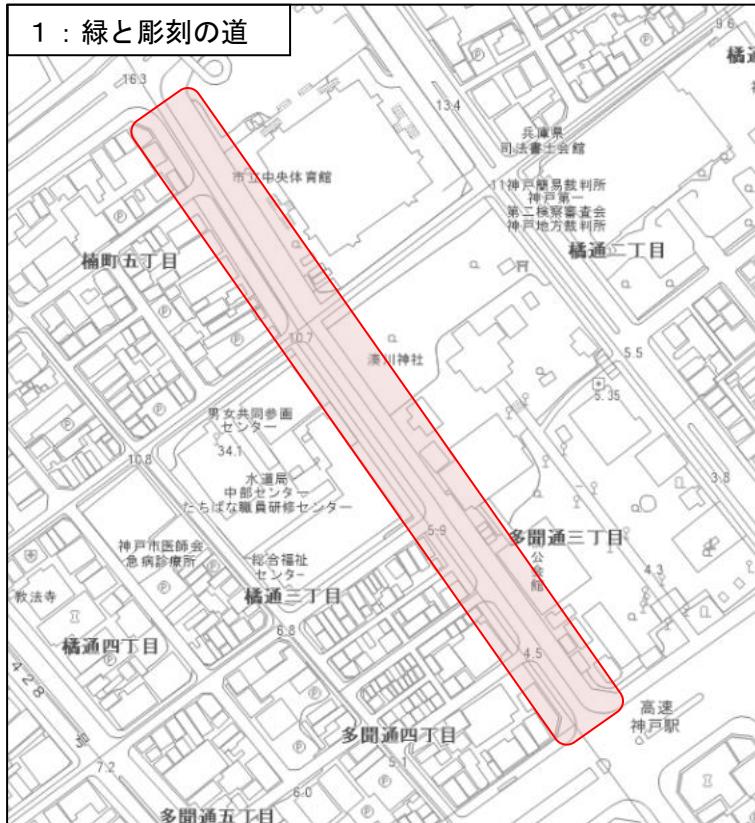
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計回数
花壇手入れ作業(回)	3	4	6	5	6	6	5	4	2	2	2	3	48
灌水作業(回)	5	7	6	10	13	11	9	7	5	4	4	4	85

花壇管理業務（東部エリア）位置図 1



花壇管理業務（東部エリア）位置図 2

1 : 緑と彫刻の道



2 : JR 摂津本山駅前



3 : JR六甲道駅前

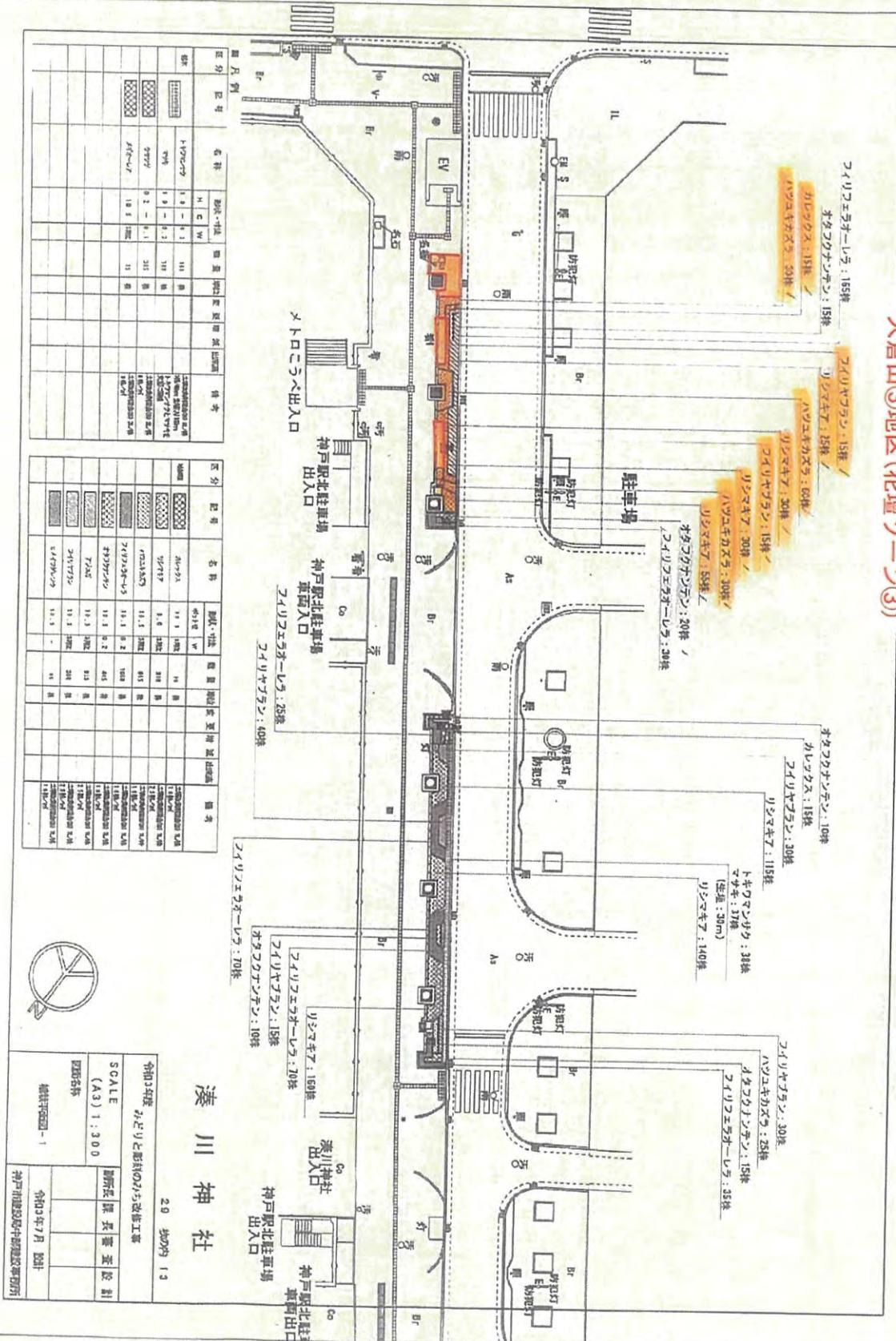


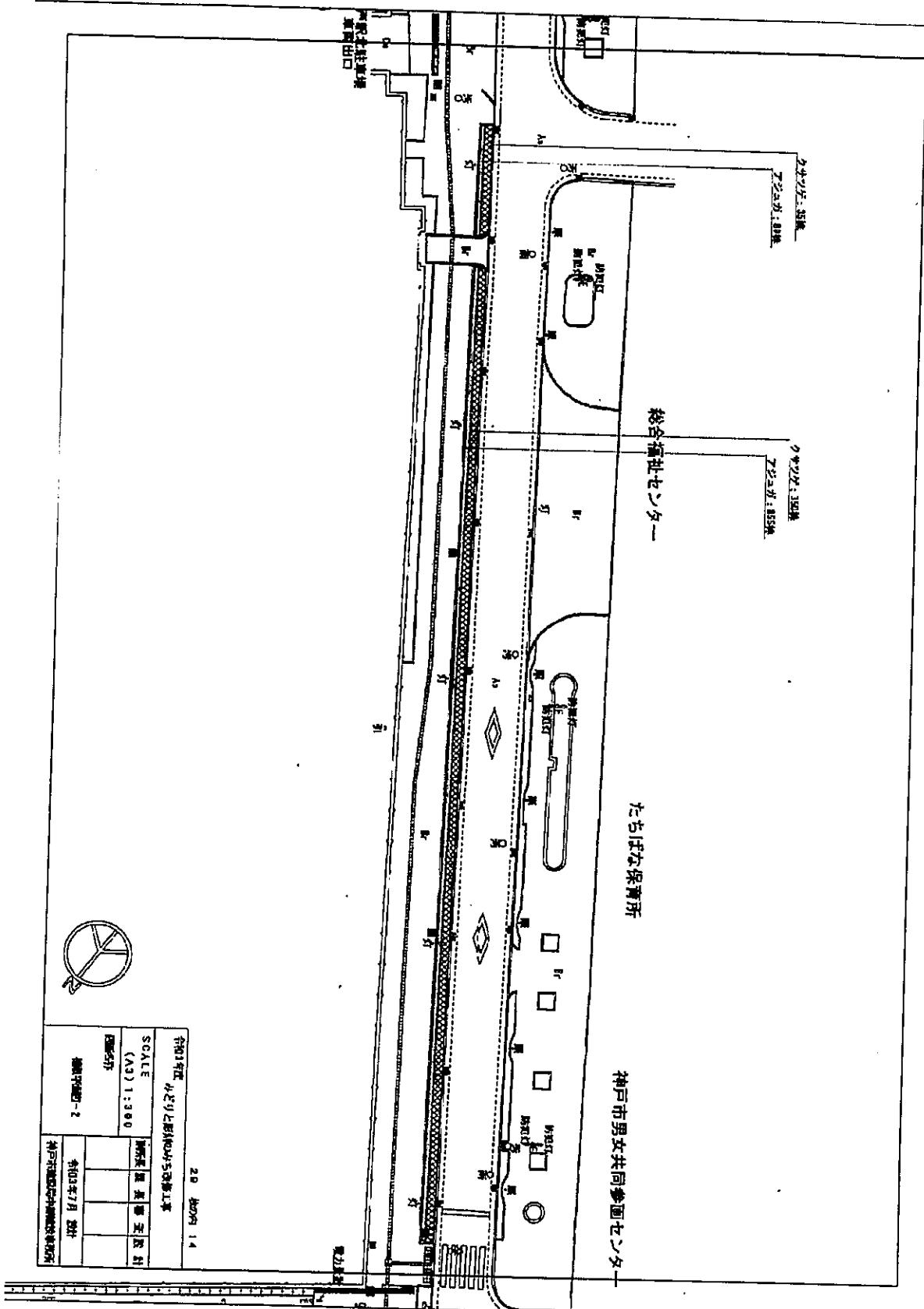
4 : 湊川公園



緑と彫刻の道 詳細位置図

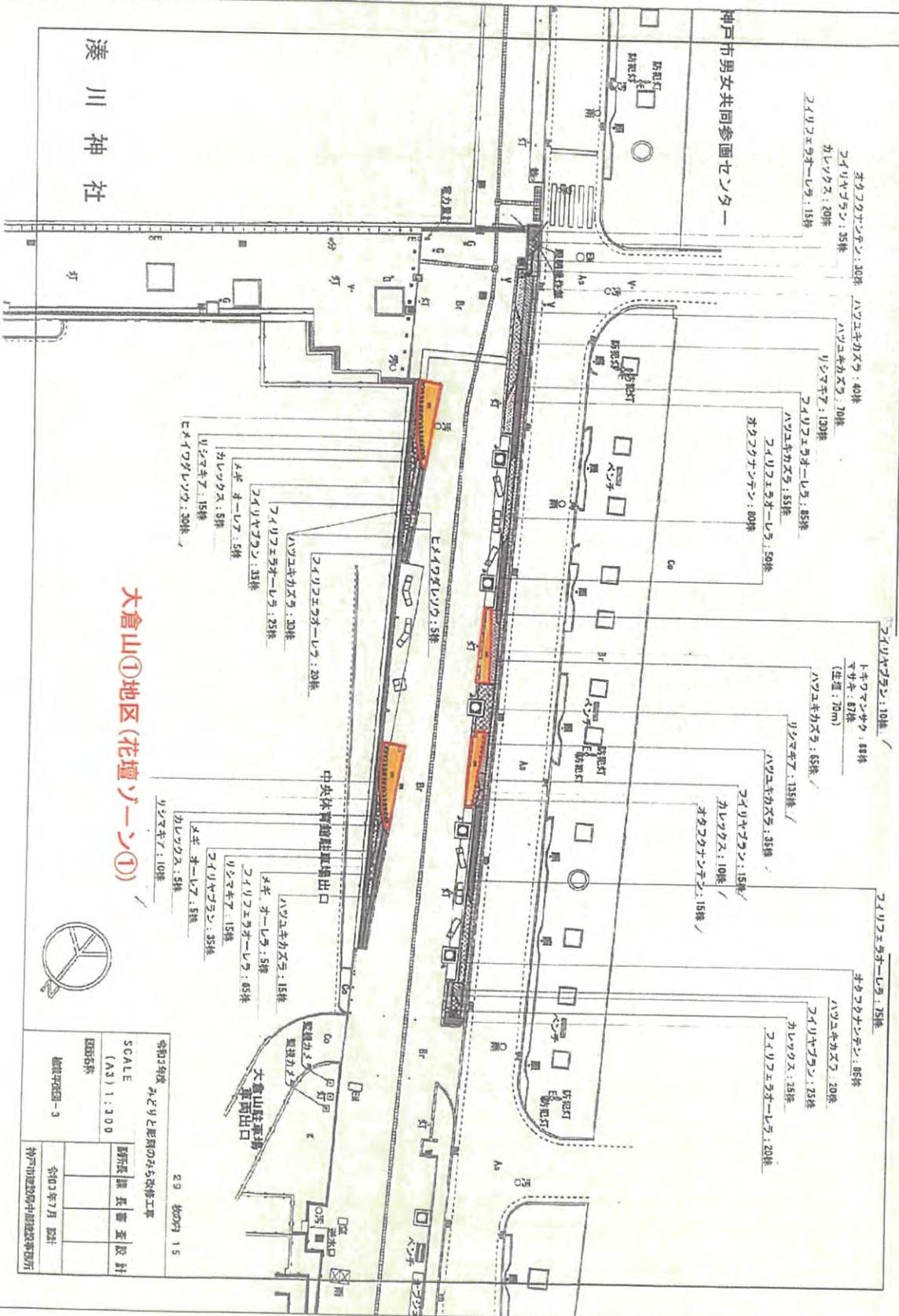
大倉山③地区(花壇ゾーン③)





大倉山②地区(花壇ゾーン②)

花壇部分



提出書類一覧表

番号	提出書類	部数	様式	提出期限
1	業務責任者設置通知書※6	1	様式1	契約締結後5日以内
2	内訳明細書※6	1	◆	契約締結後14日以内
3	業務計画書※6	1	◆	契約締結後速やかに
4	月間予定表、週間予定表※6	1	任意	仕様書に記載のとおり
5	業務記録写真※4	1	仕様書に定めるとおり	当協会の指示した日
6	作業日報	1	任意	当協会の指示した日
7	安全管理点検表	1	任意	当協会の指示した日
8	官公庁への手続き書類(写し)	1	—	当協会の指示した日
9	剪定枝、ごみ等の処分に関する計量票(写し)※5	1	任意	当協会の指示した日
10	花壇巡回写真	1	データ	2週に1回目安

※1 上記の書類は、業務担当課へ提出すること

※2 ◆印の書類の様式については「神戸市土木請負工事必携(令和6年10月)」および

「神戸市土木工事書類作成マニュアル(令和5年10月1日)」による

※3 安全・訓練等の実施について業務計画書に具体的計画を記載し、実施状況を記録した資料

を整備・保管し、当協会の請求があった場合は直ちに提示すること

※4 当協会の求めに応じて原本、原データを提出すること

※5 剪定枝、ごみ等の処分に関する計量票の原本を当協会に提示すること

※6 原則、pdf形式などのデータで提出すること。(データでの提出が難しい場合は紙での提出も可とする。)

こんな花を見かけませんか？

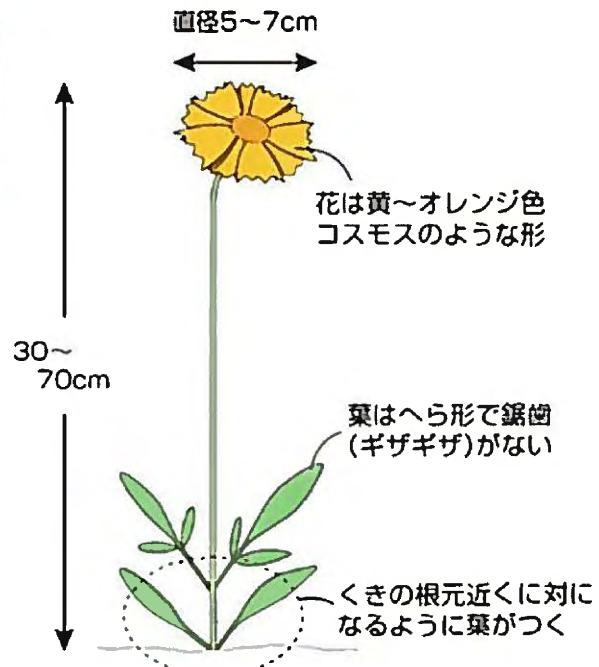


「オオキンケイギク」という名の
外来の植物です!!

オオキンケイギクは きれいな花ですが…

繁殖力が強い外来種で、河原等で在来の(昔から日本で生育している)野草の生育場所を奪ってしまうことがあります。生態系への影響が大きいとみなされているため環境省が外来生物法で「特定外来生物」に指定しており、栽培や持ち帰り等を禁止しています。

きれいだからといって、栽培することのないようにご注意ください。



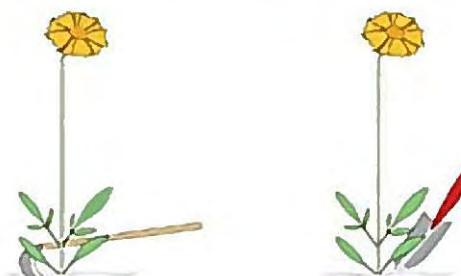
- 花が咲くのは5月から7月
- 道路の法面、道端、河原等で見られる

オオキンケイギクが気になるときは…

地域活動としてオオキンケイギクの除去を進めることもできます。
防除を始める際は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

通常の草刈りと同じ刈り取りも可能ですが、多年草ですので、根から抜き取ると、より効果的です。

※処分の際は、すぐに袋に詰めるなど、種子等がこぼれないよう注意してください。



刈り取りは根元から
抜き取りの際はスコップがあると便利

アルゼンチンアリの見分け方

都市部の公園、庭、民家周辺などで見られる日本在来のアリは10数種類ほどです。

それらとアルゼンチンアリは以下の手順で区別します。

● 体の色は茶色である。



Yes

茶色（赤褐色～黒褐色）



No



黒～灰色 or 橙色～黄色

※ごく稀に黒っぽいアルゼンチンアリがいるので注意！



在来アリ

● 体の大きさは2.5～3.0mm程度である。



Yes

2.5～3.0mm



No

8mm以上



4mm



2mm以下

※1匹では分かりにくいので、リーフレット外周の実物大行列と比べてみて下さい



在来アリ

● 体はスマートである。



Yes

スマート



No

ずんぐり



在来アリ

ここまで来れば残り 2～3種類！

トビイロケアリ
(約8倍)

アミメアリ
(約8倍)



アルゼンチンアリ

外来アリ

「つや・赤み」
が弱い

くびれ
目立たない

働きアリ（約8倍）

御用

- ①全身ほとんど色の濃淡がない
- ②肉眼では腰のくびれは目立たない
- ③体の「つや」が弱い
- ④体色に赤みがない
- ⑤脚の長さは目立たない
- ⑥行列に頭の大きな兵隊アリはない
- ⑦建物の中まで行列が入る
- ⑧数が多い時には行列が帯状になる
- ⑨高速でせわしなく歩く

※リーフレットの外周が実物大の行列

最後はじっくり観察です。どちら？



オオズアリ

実物大の行列

在来アリ

「つや・赤み」
が強い

くびれ
目立つ

働きアリ（約8倍）

頭：濃

胸：薄

腹：濃

トビイロシワアリ

- ④体色は黒っぽい（※ほぼ黒いアリなので通常は体色で区別できますが、茶色っぽいものもいるので注意！）
- ⑦建物内まで行列は入らない
- ⑧行列は線状
- ⑨比較的ゆっくり歩く

実物大の行列



侵入種！アルゼンチンアリ

アルゼンチンアリは、**南米原産のアリ**で人間の交易に附隨して、ここ100年ほどの間に世界中に広がった侵略的外来生物の一つです。日本では1993年に広島県廿日市市で最初に発見され、その後、山口県岩国市、柳井市、広島市、兵庫県神戸市、愛知県田原市などへ分布を広げています。侵入地では、在来アリを駆逐するなど生態系への影響が心配されるほか、頻繁に家屋内へ侵入し、食品に群がったり、布団の中にまで入り込んで安眠を妨げたりと**衛生害虫として大きな問題**になっています。このため、外来生物法の「特定外来生物」に指定され、防除方法が検討されています。



2006年現在の侵入地

★アルゼンチンアリの防除について★

アルゼンチンアリは、連続した複数の巣の中に女王アリがたくさんいる「多女王多巣制」という巨大な社会をつくり、旺盛な繁殖力でどんどん増えていきます。これまで世界中の侵入地で防除が試みられてきましたが、未だ完全駆除に成功した国はありません。このため、現時点での根本的な防除法は紹介できませんが、**アリが集まりやすい環境をなくすこと**と、**各種殺虫剤を効果的に組み合わせること**で、家屋内への侵入はかなり防ぐことができます。

①アリが集まりやすい環境をなくす

下の絵の左3例はアリが巣を作るきっかけとなる場所を与えています。ポイントは、地面にじかに物を置かずに立て掛けるか台の上に置くことです。また、食べ物をテーブルの上などに長時間放置しないようにしましょう。



テーブルの上などに長時間食べ物、飲み物を放置

②殺虫剤の種類と使う際の留意点

現在市販されているアリ用殺虫剤には、その形状によって大きく以下の4種類に分けられます。それぞれに長所、短所がありますので、アリの発生状況と目的によって、使い分けまたは組み合わせて使うと効果的です。

屋内・屋外

エアゾール型

長所：目の前のアリに即効性がある。
短所：巣の中のアリまでは防除困難である。

【留意点】

- 顔などに誤噴射しないように注意する。
- 廃棄時は穴をあけて、ガス抜きを忘れずに。
- 子供の手の届かない冷暗所に保管する。

液体型

主に屋外

長所：目の前のアリに即効性があるほか、遅効性のタイプもある。
短所：家屋内で使いにくい。

【留意点】

- 水系に流入しないよう注意が必要である。
- 散布時に飛散した液が目に入らないよう注意する。
- 手などにかかった場合はよく洗う。
- 揮発成分の含まれるものは吸入に注意する。
- 子供の手の届かない場所に保管する。

粉末型

長所：殺虫成分を含むものもあるが持続的な忌避効果が期待できる。
短所：薬剤 자체が目立つ。

【留意点】

- 水系に流入しないよう注意が必要である。
- 散布時に飛散した微粉末の吸入に注意する。
- 乳幼児やペットの誤食予防措置が必要である。
- 子供の手の届かない冷暗所に保管する。

屋内・屋外

ベト(餌)型

長所：設置が簡単。環境への負荷が極めて少ない。巣のアリを駆除できる。
短所：遅効性なのですぐに効果が実感できない。

【留意点】

- ケースの破損によるベイトの飛散に注意する。
- 乳幼児やペットの誤食予防措置が必要である。
- アルゼンチンアリには液体またはゼリー餌タイプを使用する。

